

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年6月1日

【ファンド名】 マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3  
(Man IP 220 International Principal Protected Fund 3)【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.  
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)  
S.A.)【代表者の役職氏名】 デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小 林 央  
明【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り  
287-289番  
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3 (Man IP 220 International Principal Protected Fund 3) (以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」といいます。)および受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (以下「受託会社」といいます。)は、2021年5月19日付でファンドの早期償還を決議しました。このため、ファンドは2021年8月3日付で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2021年8月3日(早期償還日)

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、2013年12月1日に取引を停止し、すべての投資資金は、元本確保商品および/または現金に移動されました。投資戦略の実行を停止して以来、受益証券の投資リターンは、元本確保商品のパフォーマンスと現金のみに依存しており、ファンドの運営を継続するためには固定費用が生じることから、投資を継続したとしても、投資家が保証額以上の金額を受け取ることはない見込みです。このような理由から、トレーディング・カンパニーの投資運用会社であるマン・ソリューションズ・リミテッド (Man Solutions Limited)、管理会社および受託会社は、その裁量により2021年8月3日付で早期償還することが投資家にとって最善の利益と判断しました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2021年5月19日付の書面により、日本における販売会社に通知しました。

### 添付書類

1. 在職証明

2. 委任状